

「関東ひうち会」会則

第1章 総則

第1条

本会は、「関東ひうち会」（以下「本会」と云う）と称し、本部所在地は会長指定の住所（附則に記載）に置く。

第2条

本会は、会員相互の親睦を図る事を主目的とし、原則として年1回以上の懇親会を行うものとする。

第2章 会員

第3条

本会は、会員の変更に關わらず存続するものとし、次の条件を満たし加入意思を示したものに対して役員の承認を得て加入を認める。また死亡または退会の意思を示した場合には退会を承諾する。

- 正会員 新居浜工業高等専門学校に入学した者で、関東及びその周辺地域に居住もしくは勤務している者。
- 特別会員 新居浜工業高等専門学校教職員および旧教職員

第4条

本会の会員名簿は、本会会員のみが閲覧できるものとし、部外者には一切公開しない。

第3章 役員

第5条

本会には次の役員を置き、記載の業務を行うものとする。

1. 会長 1名

会の代表者として、会の業務の全般を統括するとともに役員会を招集し主催する。

2. 副会長 1名

役員会に参加するとともに、会長業務を補佐し、会の業務を推進する。

3. 幹事 若干名

役員会に参加するとともに、会の業務を推進する。

4. 事務局 若干名

役員会に参加するとともに、会の業務を推進する。

5. 会計監査 1名

会計書類を監査する。

6. 顧問 若干名

会の業務に対して助言を行う。

尚、役員の兼任は可とする。

第6条

役員は、役員の推薦により選出し、役員会出席者の多数決により承認する。この結果は、ホームページ掲載により報告するとともに公開するものとする。

第7条

役員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

第4章 総会・役員会

第8条

本会は総会により、本会の審議事項を審議し、議決する。

1. 総会は、正会員と会長、副会長、事務局、幹事、会計監査、顧問をもって構成する。

2. 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選任する。

3. 定時総会は、2年に1回以上開催する。会議は会長が召集する。

4. 総会の招集にあたっては開催日の1ヶ月前までに会員に周知しなければならない。周知の方法は、メールまたは、ホームページへの掲載を原則とする。

5. 総会出席者は、事務局の定める期日までにその旨を届け出なければならない。

6. 総会では、役員会の提出する次の審議事項を審議し決議する。

①会則の改廃に関する事項

②本会の人事に関する事項

③事業計画・予算、及び事業報告・決算に関する事項

④その他会長が必要と認めた事項

但し、総会までの期間、または緊急の際は、役員会をもって総会に代える事ができる。この場合は総会の事後承認を得なければならない。

7. 会議は出席会員をもって成立し、議事は出席者の過半数の賛同をもって議決する。

第 9 条

本会は役員会により、本会の運営等について協議し、議決する。

1. 役員会は、会長、副会長、事務局、幹事で構成し、原則として年1回以上、対面またはオンラインで行い、本会の運営等について協議する。
2. 役員会は、出席または文書による意思表示を含め、役員の1／2以上の参加が得られた場合に成立し、議事は多数決をもって議決し会の運用に反映する。
3. 役員会の議決事項、および本会の活動状況について、会員に対して、メールまたはホームページ掲載により適宜報告する。

第 5 章 会計

第 10 条

本会の運営資金は、燧会よりの交付金、寄付金及びその他収入をもって充てる。

第 11 条

本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとし、会計報告は総会の多数決により承認するものとする。

第 12 条

本会会員が燧会本部に出張する際の旅費交通費については、燧会会則の支給基準に準ずるものとする。

尚、支給基準に無い地域への出張旅費交通費に関しては、別途役員会にて協議し、承認を得るものとする。

第 6 章 雜則

第 13 条

本会則の変更は、役員会で決議し、懇親会の席上またはホームページによって報告するものとする。

附則

1. 事務局の事務手当を補助する。支給額及び実施日は役員会で決定し、議事録に記録する。
2. この会則（改訂1）は、平成27年1月24日から施行する。
3. この会則（改訂2）は、平成27年6月20日から施行する。
4. この会則（改訂3）は、平成30年10月27日から施行する。
5. 設立年月日は、2012年9月8日である。

6. 振込手数料については、会が負担する。
7. 本部所在地は「横浜市緑区長津田町 3005 番 30 号 中野吉雅方」とする。
8. この会則（改訂 4）は、2024 年 5 月 27 日から施行する。
9. この会則（改訂 5）は、2024 年 7 月 28 日から施行する。